

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後			改正前		
凡例			凡例		
2 法令及び通達以外			2 法令及び通達以外		
索引	略称・略語	意義	索引	略称・略語	意義
い	一括換価	複数の差押財産等を一の区分により一括して換価する方法	い	一括換価	複数の差押財産を一の区分により一括して換価する方法
第1章 通則			第1章 通則		
第1節 財産評価の基本的事項			第1節 財産評価の基本的事項		
1 財産評価の基本			1 財産評価の基本		
(1) 財産評価の考え方			(1) 財産評価の考え方		
<p>差押財産等の公売は、その財産の所有者（滞納者）の意思にかかわらず滞納処分手続により強制的に売却し、その売却代金をもって滞納国税を早期かつ確実に徴収することを目的として実施するものであり、国税債権の確保に向けた一連の滞納処分の締めくくりとしての性格を有するほか、滞納者や財産上の権利者の権利・利益に重大な影響を及ぼす効果を有していることから、公売に関する一連の手続においては、その適正性を十分に確保しなければならない。</p> <p>このため、差押財産等の評価に当たっては、財産の所在する場所の環境、種類、規模、構造等、その財産の特性に応じて適切な評価方法を用いるとともに、財産の市場性、収益性、費用性その他の財産の価格形成要因を適切に考慮して、その財産の時価に相当する基準価額を求める必要がある（徴基通第98条関係2参照）。</p> <p>なお、差押財産等の評価は、見積価額の決定の基礎となるほか、超過差押え若しくは無益な差押え（徴収法第48条）又は差押解除（徴収法第79条第1項第2号、第2項第1号）、延滞税の免除（通則法第63条第5項）等に係る法令の適用の判断の根拠となるものでもあることにも留意する必要がある。</p>			<p>差押財産の公売は、その財産の所有者（滞納者）の意思にかかわらず滞納処分手続により強制的に売却し、その売却代金をもって滞納国税を早期かつ確実に徴収することを目的として実施するものであり、国税債権の確保に向けた一連の滞納処分の締めくくりとしての性格を有するほか、滞納者や財産上の権利者の権利・利益に重大な影響を及ぼす効果を有していることから、公売に関する一連の手続においては、その適正性を十分に確保しなければならない。</p> <p>このため、差押財産の評価に当たっては、財産の所在する場所の環境、種類、規模、構造等、その財産の特性に応じて適切な評価方法を用いるとともに、財産の市場性、収益性、費用性その他の財産の価格形成要因を適切に考慮して、その財産の時価に相当する基準価額を求める必要がある（徴基通第98条関係2参照）。</p> <p>なお、差押財産の評価は、見積価額の決定の基礎となるほか、超過差押え若しくは無益な差押え（徴収法第48条）又は差押解除（徴収法第79条第1項第2号、第2項第1号）、延滞税の免除（通則法第63条第5項）等に係る法令の適用の判断の根拠となるものでもあることにも留意する必要がある。</p>		

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(注) 上記の「時価」とは、特定の者の主観的な価値をいうものではなく、その財産を現に売却する場合に想定される客観的な交換価値をいう。</p>	<p>(注) 上記の「時価」とは、特定の者の主観的な価値をいうものではなく、その財産を現に売却する場合に想定される客観的な交換価値をいう。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>2 見積価額の考え方</p>	<p>2 見積価額の考え方</p>
<p>(1) 見積価額の意義</p>	<p>(1) 見積価額の意義</p>
<p>公売財産の見積価額は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額により売却するための最低売却額を保障する機能を有するもので、差押財産等の公売又は随意契約による売却に当たり、当該財産の評価により得られた評価額に基づき、税務署長が決定する（徴基通第98条関係1参照）。</p> <p>見積価額の決定に当たっては、このような見積価額が有する機能や公売の有する性格及び効果を踏まえつつ、見積価額が、差押財産等を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮して、公売の特殊性を適切に反映しなければならない（徴基通第98条関係3参照）。</p> <p>なお、見積価額については、①競争売買である公売は、多数の買受希望者が参加することにより適正な競争原理が働き、その公正さが維持される関係にあることや、②買受人として想定される者は、最終消費者に限らず、卸売業者等が多く含まれていると考えられるといったことも考慮すべきである。</p>	<p>公売財産の見積価額は、著しく低廉な価額による公売を防止し、適正な価額により売却するための最低売却額を保障する機能を有するもので、差押財産の公売又は随意契約による売却に当たり、当該財産の評価により得られた評価額に基づき、税務署長が決定する（徴基通第98条関係1参照）。</p> <p>見積価額の決定に当たっては、このような見積価額が有する機能や公売の有する性格及び効果を踏まえつつ、見積価額が、差押財産を公売により強制的に売却するためのものであることを考慮して、公売の特殊性を適切に反映しなければならない（徴基通第98条関係3参照）。</p> <p>なお、見積価額については、①競争売買である公売は、多数の買受希望者が参加することにより適正な競争原理が働き、その公正さが維持される関係にあることや、②買受人として想定される者は、最終消費者に限らず、卸売業者等が多く含まれていると考えられるといったことも考慮すべきである。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第2節 評価事務の基本的事項</p>	<p style="text-align: center;">第2節 評価事務の基本的事項</p>
<p>3 評価事務の計画的実施</p>	<p>3 評価事務の計画的実施</p>
<p>差押財産等の評価に当たっては、本節2《評価計画の策定》により策定した評価計画に基づき、計画的かつ効率的に実施する。</p>	<p>差押財産の評価に当たっては、本節2《評価計画の策定》により策定した評価計画に基づき、計画的かつ効率的に実施する。</p>
<p>なお、評価の優先着手順位は、差押財産等の種類、処分予定価額、配当見込額、滞納事案の処理方針及び滞納額並びに評価換価担当部署の処理体制及び同部署における</p>	<p>なお、評価の優先着手順位は、差押財産の種類、処分予定価額、配当見込額、滞納事案の処理方針及び滞納額並びに評価換価担当部署の処理体制及び同部署における評</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>評価・換価未済事案の状況等を勘案して決定し、評価すべき事案が評価換価担当部署で長期間滞留することのないよう、円滑な実施に努める。</p>	<p>価・換価未済事案の状況等を勘案して決定し、評価すべき事案が評価換価担当部署で長期間滞留することのないよう、円滑な実施に努める。</p>
<p>第2章 公売財産の評価</p>	<p>第2章 公売財産の評価</p>
<p>第3節 基準価額の算定</p>	<p>第3節 基準価額の算定</p>
<p>1 基準価額の算定方法</p>	<p>1 基準価額の算定方法</p>
<p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>2 鑑定人等による評価額の活用</p>	<p>2 鑑定人等による評価額の活用</p>
<p>基準価額の算定に当たっては、不動産鑑定士による鑑定評価額や精通者の意見等を参考にすることができる（徴収法第98条第2項、徴基通第98条関係3(3)参照）。</p>	<p>基準価額の算定に当たっては、不動産鑑定士による鑑定評価額や精通者の意見等を参考にすることができる（徴収法第98条第2項、徴基通第98条関係3(3)参照）。</p>
<p>(1) 評価の依頼</p>	<p>(1) 評価の依頼</p>
<p>イ 鑑定人等に対する評価の依頼は、差押財産等の価額の多寡、財産評価の困難性、評価に係る事務効率等を考慮して、積極的に行うものとする。</p>	<p>イ 鑑定人等に対する評価の依頼は、差押財産の価額の多寡、財産評価の困難性、評価に係る事務効率等を考慮して、積極的に行うものとする。</p>
<p>ロ (省略)</p>	<p>ロ (同左)</p>
<p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>第3章 土地の評価</p>	<p>第3章 土地の評価</p>
<p>第2節 宅地の評価</p>	<p>第2節 宅地の評価</p>
<p>5 特殊な宅地の評価</p>	<p>5 特殊な宅地の評価</p>
<p>(1) 私有道路等の評価</p>	<p>(1) 私有道路等の評価</p>
<p>イ (省略)</p>	<p>イ (同左)</p>
<p>ロ 差押財産等が私有道路等のみである場合において、その私有道路等の公共性が高く、かつ、次のいずれかに該当する場合において、公売することが妥当でないと認</p>	<p>ロ 差押財産が私有道路等のみである場合において、その私有道路等の公共性が高く、かつ、次のいずれかに該当する場合において、公売することが妥当でないと認めら</p>

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>められるときは、当該財産は価値がないものとして取り扱って差し支えない。 (1)～(ハ) (省略) (2)・(3) (省略)</p>	<p>れるときは、当該財産は価値がないものとして取り扱って差し支えない。 (1)～(ハ) (同左) (2)・(3) (同左)</p>